



かんとうげ ちじょう  
関東下知状 (重要文化財)

1軸

1313 (正和2) 年7月20日

縦33.5cm 横3.29m

もう三十年も前のこと。京都の冷泉家に伝えられた数多くの書物の存在が公になつた。それは同家の父祖である歌聖藤原定家の自筆本をはじめとする貴重な典籍で、大いに世間の耳目を集めたのである。

『関東下知状』は鎌倉幕府が発給した裁判の判決文である。この裁判は冷泉家の創立を左右するきわめて重要なものであつた。そのため当事者である阿仏尼は鎌倉へ下るのだが、その折のことを綴つたのが『十六夜日記』である。俊成・定家・為家と続いた「和歌の家」も次の代には三家に分立する。その際、嫡子

為氏と冷泉家の祖となる異母弟為相間に、播磨国細川荘の相続問題が浮上する。話がもつれたのは父為家の遺言にある。それは一度為氏に譲り与えたこの莊園を「悔い返し」て為相に譲るというもの。

父の没時、為相はわずか十三歳。幼いわが子為相のため、母阿仏尼は京都で孤軍奮闘する。だが天皇や上皇に信任厚い為氏が相手であつてはまつたく埒が明かなかつた。

「悔い返し」とは一旦与えた遺産を取り戻すこと。元来これは武家法が認めた権利である。そこで阿仏尼は意を決して幕府に訴えを起こすのであ



(天理図書館 岸本眞実)

天理図書館のお知らせ Tel:0743-63-9200 http://www.tcl.gr.jp/

平日(午前9時~午後5時半) 土・日・祝(午前9時~午後4時半)

ただし1月1~6、26、29日は休み

(本欄にて紹介した名品の閲覧については係へお尋ねください)